

北海道自然環境等保全条例

昭和 48 年 12 月 11 日  
条例第 64 号

改正 昭和 55 年 3 月 31 日条例第 6 号

昭和 59 年 4 月 1 日条例第 10 号

〔第 1 次改正〕

〔第 2 次改正〕

昭和 63 年 4 月 1 日条例第 10 号

平成 2 年 12 月 26 日条例第 35 号

〔第 3 次改正〕

〔第 4 次改正〕

平成 4 年 3 月 31 日条例第 27 号

平成 7 年 7 月 21 日条例第 19 号

〔第 5 次改正〕

〔北海道行政手続条例附則第 7 項による改正〕

平成 8 年 3 月 31 日条例第 11 号

平成 8 年 10 月 14 日条例第 37 号

〔第 6 次改正〕

〔北海道環境基本条例附則第 4 項による改正〕

平成 12 年 3 月 29 日条例第 42 号

平成 12 年 3 月 29 日条例第 43 号

〔北海道環境審議会条例の一部を改正  
する条例附則第 3 項による改正〕

〔第 7 次改正〕

平成 13 年 7 月 10 日条例第 48 号

平成 16 年 3 月 31 日条例第 16 号

〔第 8 次改正〕

〔第 9 次改正〕

平成 18 年 7 月 14 日条例第 64 号

平成 20 年 3 月 31 日条例第 20 号

〔第 10 次改正〕

〔第 11 次改正〕

平成 21 年 3 月 31 日条例第 20 号

平成 24 年 3 月 30 日条例第 22 号

〔第 12 次改正〕

平成 25 年 3 月 29 日条例第 18 号

北海道自然環境等保全条例をここに公布する。

北海道自然環境等保全条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 自然環境保全基本方針（第 13 条）

第 3 章 道自然環境保全地域（第 14 条—第 21 条）

第 4 章 環境緑地保護地区等及び記念保護樹木（第 22 条—第 29 条）

第5章 特定の開発行為の規制（第30条—第36条の2）

第6章 監視体制（第37条—第39条）

第7章 緑化の推進（第40条—第45条）

第8章 削除

第9章 特定開発行為審査会（第52条—第55条）

第10章 雑則（第56条—第64条）

第11章 罰則（第65条—第73条）

附則

人類は、自然とともに生存し、そのはかり知れない恩恵のもとに、今日の繁栄を築いてきた。

しかるに、近時、科学や経済の進歩発展に伴い、天然資源の乱用が進んで自然界の調和が乱れ、単にすぐれた緑地や景観が損なわれるだけでなく、大気や水質が汚れ、災害によって生命や財産が失われるなど、人間の生活環境は著しく悪化している。

われらは、いまこそ、自然の精緻（ち）な秩序とその貴重な価値に思いをいたし、われらとわれらの子孫のために、自然のもたらす恵沢を永遠に享受できるよう、ここに最善の努力を尽くすことを決意した。

われらは、かかる決意のもとに、北海道の自然環境の保全を道政の基調として貫き、無秩序な開発を防止して、安全で緑豊かな生活環境を創（つく）りあげるため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）その他の法令と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、国土の無秩序な開発を防止し、もって道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（道等の責務）

第2条 道、事業者及び道民は、北海道環境基本条例（平成8年北海道条例第37号）第3条に定める基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

2 道、事業者及び道民は、国土の無秩序な開発の防止が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

3 道は、自然環境の適正な保全及び国土の無秩序な開発の防止に関する施策について、市町村と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。

第3条から第5条まで 削除

（自然環境の保全等に関する協定の締結等）

第6条 知事は、自然環境の保全又は国土の無秩序な開発の防止のために特に必要があるときは、事業者その他の関係者と自然環境の保全等に関する協定を締結する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（自然の損傷等の禁止）

第7条 何人も、みだりに自然を損傷し、又は汚損してはならない。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第8条 自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(地域開発施策等における配慮)

第9条 道は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

(道民の理解を深めるための措置)

第10条 道は、教育活動、広報活動等を通じて、自然環境の確保及び国土の保全の必要性について道民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(調査の実施)

第11条 道は、地形、地質、植生、景観及び野生動物に関する調査、自然環境の保全に関する道民の意向の調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な調査を行わなければならない。

(試験研究体制の整備等)

第12条 道は、自然環境の保全のために講ずべき施策の策定及びその実施に資するため、試験研究体制の整備、研究開発の推進、技術者の養成等必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 自然環境保全基本方針

(自然環境保全基本方針)

第13条 知事は、自然環境の保全を図るための基本方針（以下「自然環境保全基本方針」という。）を定めなければならない。

2 自然環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 自然環境の保全に関する基本構想

(2) 道自然環境保全地域、環境緑地保護地区、自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹木の指定その他これらの地域等に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、緑化推進地域の指定その他自然環境の保全に関する重要事項

3 知事は、自然環境保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、北海道環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、自然環境保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、自然環境保全基本方針の変更について準用する。

## 第3章 道自然環境保全地域

(指定)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを道自然環境保全地域として指定することができる。

(1) 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの

(2) すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの

(3) 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの

- (4) その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
  - (5) 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が規則で定める面積以上のもの
- 2 前項の道自然環境保全地域の区域には、自然環境保全法第 14 条第 1 項の原生自然環境保全地域及び同法第 22 条第 1 項の自然環境保全地域並びに自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 号に規定する自然公園の区域は含まれないものとする。
  - 3 知事は、道自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び北海道環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第 1 項に規定する道自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。
  - 4 知事は、道自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。
  - 5 前項の規定による告示があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
  - 6 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は当該道自然環境保全地域の指定に関し広く意見をきく必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。
  - 7 知事は、道自然環境保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
  - 8 道自然環境保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
  - 9 第 3 項前段、第 7 項及び前項の規定は道自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第 3 項後段及び第 4 項から第 6 項までの規定は道自然環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

（道自然環境保全地域に関する保全計画の決定）

第 15 条 道自然環境保全地域に関する保全計画（道自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

- 2 道自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項
  - (2) 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域（以下「特別地区」という。）の指定に関する事項
  - (3) 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項
  - (4) 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項
- 3 知事は、道自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その道自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 前条第 3 項前段及び前項の規定は道自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、前条第 4 項から第 6 項までの規定は道自然環境保全地域に関する保全計画の決定及び変更（第 2 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、それぞれ準用する。

（道自然環境保全地域に関する保全事業の執行）

第 16 条 道自然環境保全地域に関する保全事業（道自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて

執行する事業であって、当該地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。以下同じ。)は、道が執行する。

(特別地区)

第 17 条 知事は、道自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができる。

2 第 14 条第 7 項及び第 8 項の規定は、特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 特別地区内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第 1 号から第 5 号まで若しくは第 10 号に掲げる行為で森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第 41 条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林等の区域」と総称する。）内において同法第 34 条第 2 項（同法第 44 条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第 6 号に掲げる行為で規則で定めるもの又は第 7 号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6) 木竹を伐採すること。

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

(8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

(10) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺 1 キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

(11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

4 前項の許可には、道自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

5 第 3 項の許可の基準は、自然環境保全法第 25 条第 6 項の環境省令で定める基準に準じ、規則で定める。

6 特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第 3 項各号に掲げる行為をした者

は、その行為をした日から起算して14日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

7 第3項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

8 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第3項の許可を受けたものとみなす。

9 次の各号に掲げる行為については、第3項及び第6項の規定は、適用しない。

(1) 道自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為

(2) 法令に基づいて国、道又は市町村が行う行為のうち、道自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(3) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、道自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(野生動植物保護地区)

第18条 知事は、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、道自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。

2 第14条第7項及び第8項の規定は、野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 前条第3項の許可を受けた行為（第21条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。）を行うためにする場合

(2) 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合

(3) 道自然環境保全地域に関する保全事業を執行するためにする場合

(4) 法令に基づいて国、道又は市町村が行う行為のうち、道自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合

(5) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、道自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合

4 前条第4項の規定は、前項第6号の許可について準用する。

(普通地区)

第19条 道自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

(1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
  - (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
  - (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
  - (5) 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - (6) 規則で定める木竹の伐採を行うこと。
- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、道自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して 30 日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 3 知事は、第 1 項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第 1 項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
- 4 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して 30 日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 5 知事は、当該道自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- 6 次の各号に掲げる行為については、第 1 項から第 3 項までの規定は、適用しない。
- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
  - (2) 道自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為
  - (3) 法令に基づいて国、道又は市町村が行う行為のうち、道自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
  - (4) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、道自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
  - (5) 道自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為  
(中止命令等)

第 20 条 知事は、道自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第 17 条第 3 項若しくは第 18 条第 3 項の規定に違反し、若しくは第 17 条第 4 項（第 18 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者、前条第 1 項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第 2 項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。  
(国等に関する特例)

第 21 条 国若しくは道の機関又は市町村若しくは規則で定める公社等（以下「国の機関等」と総称する。）が行う行為については、第 17 条第 3 項又は第 18 条第 3 項第 6 号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

- 2 国の機関等は、第 17 条第 6 項又は第 19 条第 1 項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

3 知事は、第 19 条第 1 項の規定による届出の例による通知があった場合において、道自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、自然環境の保全のためにとるべき措置について協議を求めるものとする。

第 4 章 環境緑地保護地区等及び記念保護樹木

(環境緑地保護地区等の指定)

第 22 条 知事は、次の表の左欄に掲げる地区をそれぞれ同表の右欄に掲げる地区として指定することができる。

市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区	環境緑地保護地区
森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区	自然景観保護地区
動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区	学術自然保護地区

2 第 14 条第 3 項前段、第 7 項及び第 8 項の規定は環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区（以下「環境緑地保護地区等」という。）の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、同条第 4 項から第 6 項までの規定は環境緑地保護地区等の指定及びその区域の拡張について、それぞれ準用する。

(記念保護樹木の指定)

第 23 条 知事は、由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なものを記念保護樹木として指定することができる。

2 第 14 条第 3 項前段、第 7 項及び第 8 項の規定は、記念保護樹木の指定及び指定の解除について準用する。

(保全のための措置)

第 24 条 知事は、環境緑地保護地区等及び記念保護樹木の保全に必要な施設の整備その他の措置を講ずるものとする。

(環境緑地保護地区等における行為の届出)

第 25 条 環境緑地保護地区等の区域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第 1 号から第 3 号までに掲げる行為で森林法第 34 条第 2 項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

- (1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 規則で定める木竹の伐採を行うこと。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該環境緑地保護地区等の指定の目的を



達成するために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して 30 日以内に限り、当該環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 3 知事は、第 1 項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第 1 項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
- 4 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して 30 日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 5 知事は、当該環境緑地保護地区等の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- 6 次の各号に掲げる行為については、第 1 項から第 3 項までの規定は、適用しない。
  - (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
  - (2) 環境緑地保護地区等の保全のために行う行為
  - (3) 法令に基づいて国、道又は市町村が行う行為のうち、環境緑地保護地区等の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
  - (4) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、環境緑地保護地区等の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
  - (5) 環境緑地保護地区等が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為  
(中止命令等)

第 26 条 知事は、環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条第 1 項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第 2 項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(学術自然保護地区における行為の禁止)

第 27 条 学術自然保護地区内においては、何人も、みだりに、植物の採取、動物（動物の卵を含む。）の捕獲、岩石の採取、火入れ、水質を汚濁する行為その他の自然を損傷する行為をしてはならない。

(記念保護樹木に係る行為の届出等)

第 28 条 記念保護樹木の現状を変更する行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、その旨を届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
  - (2) 記念保護樹木の保全のために行う行為
  - (3) 法令に基づいて国、道又は市町村が行う行為のうち、記念保護樹木の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
  - (4) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、記念保護樹木の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該記念保護樹木の指定の目的を達成す

るために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(国等に関する特例)

第29条 国の機関等は、第25条第1項又は前条第1項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

2 第21条第3項の規定は、前項の通知があった場合について準用する。

#### 第5章 特定の開発行為の規制

(特定の開発行為の許可)

第30条 次に掲げる行為で規則で定めるもの(以下「特定の開発行為」という。)は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- (1) スキー場の建設
- (2) キャンプ場、乗馬場その他の規則で定める施設の建設
- (3) 前2号に掲げる施設を2以上有する施設の建設
- (4) 資材置場又は工場用地の造成
- (5) 土石の採取

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 特定の開発行為の種別
- (2) 特定の開発行為をする土地の位置、区域及び規模
- (3) 特定の開発行為に係る施設設備の種類及び規模
- (4) 特定の開発行為に関する設計
- (5) 工事施行者(特定の開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。)
- (6) 特定の開発行為の着手及び完了の時期
- (7) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る特定の開発行為が次の各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、許可をしてはならない。

- (1) 特定の開発行為をする土地の区域に所在する森林が、当該区域及びその周辺の地域の環境の保全上又は水源のかん養上必要な限度において、適正に保存されるように措置されていること。
- (2) 特定の開発行為をする土地が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れ、土砂の流出又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられていること。
- (3) 特定の開発行為をする土地の区域及びその周辺の地域の道路、河川、水路その他の公共施設等が、環境の保全上、災害の防止上又は通行の安全上支障がないような規模及び構造で適当に配置されるように措置されていること。
- (4) 申請者に当該特定の開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。
- (5) 工事施行者に当該特定の開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準に適合していること。

4 前項各号に掲げる基準を適用するについて必要な技術的細目は、規則で定める。

5 知事は、第1項の許可の申請があったときは、速やかに、許可又は不許可の処分をしなければな

らない。

6 前項の処分をするには、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。

7 知事は、第5項の処分をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。この場合において、当該処分に係る特定の開発行為が規則で定めるものであるときは、併せて、北海道特定開発行為審査会の意見をきかなければならない。

8 第1項の許可には、国土の無秩序な開発を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

(変更の許可)

第31条 前条の規定による許可を受けた者（以下「特定開発行為者」という。）が同条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項から第8項までの規定は、前項の許可について準用する。

(許可に基づく地位の承継)

第31条の2 第30条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は当該許可を受けた者から当該特定の開発行為をする土地の区域内の土地の所有権その他当該特定の開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、知事の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。

2 知事は、前項の承認の申請があった場合において、第30条第3項第4号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、前項の承認をしてはならない。

(着手等の届出)

第32条 特定開発行為者は、次の各号に掲げる場合は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 特定の開発行為の着手又は完了をしたとき。

(2) 特定の開発行為の着手又は完了の時期を変更しようとするとき。

(3) 特定の開発行為を1月以上中止し、又は当該中止に係る特定の開発行為を再開しようとするとき。

(4) 特定の開発行為を廃止しようとするとき。

(5) 工事施行者を変更しようとするとき。

(完了検査)

第33条 知事は、特定の開発行為の完了の届出があった場合は、遅滞なく、当該特定の開発行為が第30条第1項又は第31条第1項の許可の内容に適合しているかどうかについて検査するものとする。

(監督処分)

第34条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第30条第1項又は第31条第1項の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は特定の開発行為の中止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) この章の規定又はこの章の規定に基づく処分に違反した者

(2) この章の規定による許可に付した条件に違反した者

(3) 詐欺その他不正な手段により、この章の規定による許可を受けた者  
(手数料)

第 35 条 第 30 条第 1 項若しくは第 31 条第 1 項の許可を受けようとする者又は第 31 条の 2 第 1 項の承認を受けようとする者は、手数料を、当該許可又は承認を申請する際に北海道収入証紙をもって、納めなければならない。

2 手数料の額は、別表のとおりとする。  
(適用除外)

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する土地の区域内において行われる特定の開発行為については、この章の規定は、適用しない。

- (1) 保安林等の区域
- (2) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された土地の区域
- (3) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の区域

2 次の各号のいずれかに該当する行為については、この章の規定は、適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて行う特定の開発行為
- (2) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項本文の許可を受けて行う特定の開発行為
- (3) 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の認可を受けた採取計画に基づいて行う特定の開発行為
- (4) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の認可を受けた採取計画に基づいて行う特定の開発行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める特定の開発行為

3 国、道、市町村その他規則で定める者が行う特定の開発行為については、この章の規定は、適用しない。

(市町村条例との関係)

第 36 条の 2 この章の規定と同等以上の内容を有する条例を制定している市町村の区域で規則で定めるものにおいて行われる特定の開発行為については、この章の規定は、適用しない。ただし、当該条例を制定している市町村以外の市町村の区域にわたる特定の開発行為については、この限りでない。

2 前項の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、当該規則において、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

## 第 6 章 監視体制

(監視体制の整備)

第 37 条 知事は、自然環境の保全の状況を把握し、及び自然環境の保全のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視の体制の整備に努めるものとする。

(自然保護取締員)

第 38 条 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、第 20 条に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(自然保護監視員)

第 39 条 知事は、道自然環境保全地域及び環境緑地保護地区等の区域における自然環境の保全並びに記念保護樹木の保全のために必要な監視、指導等を行わせるため、自然保護監視員を置くものとする。

2 自然保護監視員に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 7 章 緑化の推進

(緑化施策の基本)

第 40 条 道は、良好な生活環境の確保を図るため、道政全般にわたり緑化の推進について特に配慮するとともに、緑化の推進に関する施策を自然的社会的諸条件に応じて総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 道は、緑化の推進に関する施策について、市町村と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。

3 知事は、緑化の推進のために必要があると認めるときは、国の機関、土地の所有者その他の関係者に対して協力を要請するものとする。

(緑化指針)

第 41 条 知事は、市街地及びその周辺地における緑化を総合的かつ計画的に推進するため、緑地の適正な配置、造成、利用等に関する指針を定めるものとする。

(緑化推進地域の指定)

第 42 条 知事は、良好な生活環境の確保を図るために緑化を推進することが特に必要であると認める地域を緑化推進地域として指定することができる。

2 知事は、前項の緑化推進地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長に協議するとともに、北海道環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第 1 項の緑化推進地域を指定したときは、速やかに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

(緑化推進計画の作成等)

第 43 条 前条の緑化推進地域に係る市町村においては、当該緑化推進地域において実施されるべき緑化の推進に関する施策に係る計画（以下「緑化推進計画」という。）を作成し、その達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 緑化推進計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画の目標

(2) 緑地の配置、造成及び利用に関する事項

(3) 公共施設等の緑化に関する事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、緑化の推進のために必要な措置に関する事項

3 緑化推進地域に係る市町村においては、緑化推進計画を作成しようとする場合には、あらかじめ、知事に協議するものとする。

(市町村に対する援助等)

第 44 条 知事は、市町村において緑化推進計画を作成し、その達成に必要な措置を講じようとする場合には、必要な援助、指導等を行うものとする。

(公共施設等の緑化)

第 45 条 道は、良好な生活環境の確保を図るため、自ら、又は国の機関、市町村、土地の所有者その他の関係者の協力を得て、道路、河川、海岸、港湾、学校、病院、官公署その他の公共施設等の緑化を計画的に推進するものとする。

#### 第 8 章 削除

第 46 条から第 56 条まで削除

#### 第 9 章 特定開発行為審査会

(設置)

第 52 条 第 5 章の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため、知事の附属機関として、北海道特定開発行為審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。

(組織)

第 53 条 審査会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 54 条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 55 条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### 第 10 章 雑則

(報告及び検査等)

第 56 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第 17 条第 3 項、第 18 条第 3 項第 6 号、第 30 条第 1 項若しくは第 31 条第 1 項の許可を受けた者若しくは第 19 条第 2 項若しくは第 25 条第 2 項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、道自然環境保全地域、環境緑地保護地区等若しくは特定の開発行為をする土地の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第 17 条第 3 項各号、第 18 条第 3 項本文、第 19 条第 1 項各号、第 25 条第 1 項各号若しくは第 30 条第 1 項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境等に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第 57 条 知事は、道自然環境保全地域若しくは環境緑地保護地区等の指定若しくはその区域の拡張、

道自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は道自然環境保全地域に関する保全事業の執行若しくは環境緑地保護地区等の保全のための措置に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立ち入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

（標識の設置）

第58条 知事は、道自然環境保全地域、環境緑地保護地区等及び記念保護樹木を指定したときは、当該地域等である旨を表示した標識を設けるものとする。

2 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を知事の承諾を得ないで、移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

（損失の補償）

第59条 道は、第17条第3項若しくは第18条第3項第6号の許可を得ることができないため、第17条第4項（第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に条件を付されたため、又は第19条第2項若しくは第25条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 道は、第57条第1項の規定による当該職員の行為又は前条第1項の規定による行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

（財政上の措置）

第60条 道は、自然環境等の適正な保全を図るため、監視体制の整備、保全施設の整備、土地の買入れ等に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 道は、市町村に対し、当該市町村が講ずる自然環境等の保全のための施策に関し必要な財政上又は技術上の援助を講ずるよう努めるものとする。

（農林漁業等に対する配慮）

第61条 道自然環境保全地域又は環境緑地保護地区等に関する規定の適用に当たっては、当該地域等に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

（建設事業の実施に当たっての配慮）

第62条 土木その他の建設事業の実施に当たっては、当該事業に係る地域における自然環境の保全に著しい障害を及ぼさないよう、工法、技術、時期等に特に配慮しなければならない。

（河川、湖沼等の保全に対する配慮）

第63条 河川、湖沼その他の水域の周辺の地域において事業活動を実施するに当たっては、当該水

域における水質の保全、流量の維持、河岸、湖岸等の美化等に特に配慮しなければならない。

(規則への委任)

第 64 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第 11 章 罰則

第 65 条 第 20 条、第 26 条又は第 38 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 66 条 第 34 条の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 67 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 17 条第 3 項又は第 18 条第 3 項の規定に違反した者
- (2) 第 17 条第 4 項 (第 18 条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定により許可に付された条件に違反した者

第 68 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 30 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 第 30 条第 8 項 (第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により許可に付された条件に違反した者
- (3) 第 31 条第 1 項の規定に違反して、第 30 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項を変更した者

第 69 条 第 19 条第 2 項又は第 25 条第 2 項の規定による処分に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

第 70 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 19 条第 4 項又は第 25 条第 4 項の規定に違反した者
- (3) 第 17 条第 3 項若しくは第 18 条第 3 項第 6 号の許可を受けた者又は第 19 条第 2 項若しくは第 25 条第 2 項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者であって、第 56 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したものは、20 万円以下の罰金に処する。
- (4) 第 57 条第 5 項の規定に違反して、同条第 1 項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

第 71 条 第 30 条第 1 項又は第 31 条第 1 項本文の許可を受けた者であって、第 56 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したものは、20 万円以下の罰金に処する。

第 72 条 第 32 条又は第 58 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

第 73 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 65 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 章及び第 8 章並びに附則第 6 項



から附則第9項までの規定は、公布の日から施行する。

(北海道自然保護条例の廃止)

2 北海道自然保護条例(昭和45年北海道条例第53号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例(附則第1項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の際現に存する旧北海道自然保護条例の規定による環境緑地保護地区、自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹木は、それぞれ、この条例の規定による環境緑地保護地区、自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹木とみなす。

4 この条例の施行の際現に第30条第1項の特定の開発行為に着手している者は、この条例の施行の日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

5 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について、規則で定めるところにより、知事に届け出たときは、第30条第1項の許可を受けたものとみなす。

6 昭和49年3月31日までの間に限り、第46条第1項の適用については、同項第1号中「この条例」とあるのは、「この条例及び北海道自然保護条例(昭和45年北海道条例第53号)」とする。

(北海道自然保護条例の一部改正)

7 北海道自然保護条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道自然公園条例の一部改正)

8 北海道立自然公園条例(昭和33年北海道条例第36号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道自然公園審議会条例の廃止)

9 北海道自然公園審議会条例(昭和33年北海道条例第37号)は、廃止する。

(従前の行為に対する罰則の適用)

10 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

11 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(昭和55年3月31日条例第6号)

[北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年4月1日条例第10号)

[北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日条例第10号)

[北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年12月26日条例第35号)

[北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日条例第 27 号）

〔北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 65 条から第 67 条までの改正規定、同条に 1 号を加える改正規定、第 67 条の 2 を削る改正規定、第 68 条並びに第 69 条第 1 号及び第 2 号の改正規定、同条に 2 号を加える改正規定、第 69 条の 2 及び第 69 条の 3 を削る改正規定並びに第 70 条の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。
- 2 北海道温泉審議会条例（昭和 25 年北海道条例第 54 号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行後この条例による改正後の北海道自然環境等保全条例第 47 条第 2 項の規定により新たに任命される委員の任期は、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 6 年 2 月 19 日までとする。

附 則（平成 7 年 7 月 21 日条例第 19 号抄）

〔北海道行政手続条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 31 日条例第 11 号）

〔北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 10 月 14 日条例第 37 号抄）

〔北海道環境基本条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成 12 年 3 月 29 日条例第 42 号抄）

〔北海道環境審議会条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 29 日条例第 43 号）

〔北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 7 月 10 日条例第 48 号）

〔北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日条例第 16 号）

〔北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 14 日条例第 64 号）

〔北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成 18 年 9 月規則第 131 号で、同 18 年 9 月 30 日から施行）

附 則（平成 20 年 3 月 31 日条例第 20 号）

〔北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道自然環境等保全条例第 30 条第 1 項の許可を受けて行われている同項第 1 号、第 3 号又は第 6 号（工場用地に係る部分を除く。）に掲げる特定の開発行為については、手数料に係る部分を除き、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の北海道自然環境等保全条例中許可に基づく地位の承継及び手数料に係る部分は、同項に規定する特定の開発行為について適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日条例第 20 号）

〔北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 28 条第 1 項ただし書の改正規定及び次項の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 28 条第 1 項ただし書の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日条例第 22 号）

〔北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 18 号）

〔北海道立自然公園条例及び北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 35 条関係）

名称	区分及び金額
----	--------

<p>特定開発行為許可申請手数料</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定の開発行為をする土地の区域の面積が 3 ヘクタール未満のとき 403,700 円</li> <li>2 特定の開発行為をする土地の区域の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のとき 529,600 円</li> <li>3 特定の開発行為をする土地の区域の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のとき 688,300 円</li> <li>4 特定の開発行為をする土地の区域の面積が 10 ヘクタール以上 20 ヘクタール未満のとき 899,900 円</li> <li>5 特定の開発行為をする土地の区域の面積が 20 ヘクタール以上 50 ヘクタール未満のとき 1,080,700 円</li> <li>6 特定の開発行為をする土地の区域の面積が 50 ヘクタール以上 100 ヘクタール未満のとき 1,196,900 円</li> <li>7 特定の開発行為をする土地の区域の面積が 100 ヘクタール以上のとき 1,196,900 円に 100 ヘクタール以上の部分が 100 ヘクタールに達するまでごとに 220,000 円を加えた額</li> </ol>
<p>特定開発行為変更許可申請手数料</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定の開発行為をする土地の区域の変更を伴わないとき 前項の規定により算定された額に 10 分の 1 を乗じて得た額（この額に 50 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数が生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）</li> <li>2 特定の開発行為をする土地の区域への新たな土地の編入を伴うとき 変更前の面積につき前項の規定により算定された額に 10 分の 1 を乗じて得た額（この額に 50 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数が生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）と新たに編入する土地の面積につき前項の規定により算定された額とを合算して得た額</li> <li>3 特定の開発行為をする土地の区域からの当該土地の一部の除外を伴うとき（同時に 2 に規定する新たな土地の編入を伴うときを除く。） 除外後の面積につき前項の規定により算定された額に 10 分の 1 を乗じて得た額（この額に 50 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数が生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）</li> </ol>
<p>特定の開発行為の許可に基づく地位の承継の承認申請手数料</p>	<p>特定の開発行為の許可に基づく地位の承継の承認申請のとき 18,600 円</p>